第八十一期決算公告

平成三十年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	二、五〇四、九二六
固定資産	六四三、四六九
有形固定資産	四三七、九九三
無形固定資産	七五、二四八
投資その他の資産	一三〇、二二七
資産合計	三、一四八、三九五

負債及び純資産の部

流動負債	一、〇七九、七七三
賞与引当金	五三、六二七
その他	一、〇二六、一四六
固定負債	三二一、二九四
退職給付引当金	二二二、七一二
役員退職慰労引当金	一八、七七九
その他	七九、八〇二
負債合計	一、四〇一、〇六八
株主資本	一、七四七、三二七
資本金	三八四、六五五
資本剰余金	三六五、五一五
資本準備金	三六四、二八三
その他資本剰余金	一、二三二
利益剰余金	一、〇〇三、二一四
利益準備金	九三、〇〇〇
その他利益剰余金	九一〇、二一四
（うち当期純利益）	（一五二、四〇二）
自己株式	△六、〇五八
純資産合計	一、七四七、三二七
負債及び純資産合計	三、一四八、三九五

株式会社明治機械製作所

代表取締役社長　佐伯　直泰

第七十八期決算公告

平成三十年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	四、〇四四、七六八
固定資産	二、三二八、九三九
繰延資産	一一一、一〇八
資産合計	六、四八四、八一五

負債及び純資産の部	
流動負債	一、八四九、四四七
固定負債	三、一九七、〇七九
負債合計	五、〇四六、五二六
株主資本	一、四三八、二八九
資本金	一〇〇、〇〇〇
資本剰余金	一、二〇五
資本準備金	四〇五
その他資本剰余金	八〇〇
利益剰余金	一、三七一、五五七
利益準備金	二五、二〇〇
その他利益剰余金	一、三四六、三五七
（うち当期純利益）	（一八六、〇六〇）
自己株式	△三四、四七四
純資産合計	一、四三八、二八九
負債及び純資産合計	六、四八四、八一五

大阪府吹田市芳野町一八番二三号

昭和化工株式会社

代表取締役社長　小椋浩之介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県柴田郡川崎町大字支倉字堀ノ内三二番地三、最後の住所宮城県柴田郡川崎町支倉台一丁目四番一六

被相続人　亡　佐藤　秀昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日

事務所仙台市青葉区大町二丁目三番一一号

六階ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木悠輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市大室三三五番地二、最後の住所千葉県野田市瀬戸五七三番地　秋山方

被相続人　亡　豊島　昭男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日

事務所千葉県松戸市本町一八―四　ＮＢＦ松戸ビル五階　ときわ綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　内藤　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市矢那三五七九番地、最後の住所千葉県木更津市大和二丁目六番七号

被相続人　亡　竹内　春治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号

かずさ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　信正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市新町三丁目一番地の二、最後の住所東京都府中市晴見町一丁目一三番地の五安立園特別養護老人ホーム

被相続人　亡　松永　光穂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日

東京都港区虎ノ門四―一―一〇青木ビル七階清宮・生山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　生山　龍子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市吉浦岩神町一八一番地、最後の住所神奈川県海老名市国分寺台五丁目一〇番二三号小林秀至方

被相続人　亡　川本ハルコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日

東京都千代田区九段南三―九―一一マートルコート麹町二〇四

相続財産管理人　弁護士　吉峯　裕毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区巻甲四四八番地、最後の住所新潟市西蒲区岩室温泉六六七番地一一

被相続人　亡　阿部　チセ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日

新潟市中央区西堀前通一番町七〇三番地

西堀一番町ビル三〇一　新潟みなと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　大貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市本町三八番地、最後の住所富山県高岡市本町五番二二号

被相続人　亡　宮袋　政信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日

富山県高岡市駅南五丁目四番一二号ＢＩＺビル二〇一　相続財産管理人　入江　佑典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市小泉二一五八番地七九、最後の住所静岡県富士宮市小泉二一五八番地の七九

被相続人　亡　浜谷　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日

静岡県富士市伝法二八七八番地の二〇杉山利朗法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉山　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市王ヶ崎町字王郷四番地、最後の住所愛知県豊橋市つつじが丘三丁目五番地の五

被相続人　亡　小川あや子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日

愛知県豊橋市東小池町一七二番地の二

相続財産管理人　司法書士　高橋　章